

**令和7年度和歌山一番星アワード賞選定・認定商品 PR イベント企画運営業務
業務委託仕様書**

1 委託業務の目的

新たな県産品推奨制度（以下「和歌山一番星アワード」という。）に関する PR イベントを開催するとともに、当該イベントを契機とした雑誌・WEB 等各種メディアによる情報発信を行うことで、和歌山一番星アワードの認知度向上、ブランド化及び認定商品の販路拡大を効果的に推進することを目的とする。

2 委託業務の名称等

（１）業務名

令和7年度和歌山一番星アワード賞選定・認定商品 PR イベント企画運営業務

（２）委託業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

3 委託業務の概要

テレビ、雑誌等のメディア関係者や SNS 等 WEB メディアにおいて発信力のある方及び流通関係者（以下「メディア関係者等」という。）を招待し、和歌山一番星アワードのグランプリ商品等を選定、発表するとともに、認定商品を PR するための場としてイベントを開催する。

また、和歌山一番星アワードの認知度向上及び認定商品の流通、消費の拡大に繋げるため、イベント開催の前後において、雑誌・WEB・SNS 等を活用した効果的なプロモーションを実施する。

<想定するイベントの概要>

【場所】

東京都内のホテル、飲食店、イベントスペース、商業施設、物販店舗 等

【参加者】

事業者：認定商品を持つ事業者20者

審査委員：和歌山一番星アワード審査委員（計8名）

招待者：メディア関係者等 100名程度 など

【要素】

- ・認定商品の体験、展示、試食、試飲（各者ブース設営による）
- ・グランプリ候補商品事業者5者程度のPR（プレゼン、動画等）
- ・審査委員、招待者の投票による受賞商品の選定・発表
- ・認定商品や県産品を使用した食事の提供
- ・事業者とメディア関係者等の交流

<参考：令和7年度の和歌山一番星アワードのスケジュール>

令和7年4月 申請に関する募集要領等詳細公表

7月 申請受付開始（最大1か月程度）

8月 審査開始

令和8年1月 審査終了

2月 認定商品（20商品程度）決定

2月もしくは3月

認定グランプリ選定・発表イベントの開催（本仕様書業務）

4 委託業務の内容

（1）和歌山一番星アワード賞選定・認定商品 PR イベントの企画運営

（ア）業務内容

- イベント内容の企画・立案
- イベントを開催する会場の選定
- イベントスケジュールの作成及び進行管理
- イベント当日の会場準備・会場案内・参加者受付・進行・撤去等すべての運営
- イベント業務に係る問合せ対応
- イベント運営に必要な人員（運営スタッフ、司会者等）及び機材等の手配
- イベント開催に関する広報業務（SNS等による積極的な情報発信）
- 発信力のあるメディア・インフルエンサー等招待者の確保（人数は要相談）
- 招待者によるイベント内容の情報発信成果とりまとめ
- 参加事業者（20者程度）との連絡調整
- アンケートの実施と参加事業者へのフィードバック
- その他イベントの開催に付随する一切の業務

（イ）実施内容例

「3 委託業務の概要【要素】」に記載の項目は必ず盛り込むこと。

その他、本業務の目的に照らしより高い効果があると見込まれ、盛り込むべきと考えられる独自の手法等があれば、提案すること。

（ウ）その他

- イベントへの招待者は、県と協議・協力の上、決定すること。
- 委託料には、会場の借り上げ費用、会場の設営及び装飾費用、認定商品や県産品を使用した食事の提供費用等イベント開催に係る経費の一切を含むこと。

（2）メディアを活用した情報発信

和歌山一番星アワードの認知度向上及び認定商品の流通、消費の拡大に繋げるため、（1）の PR イベント開催の前後において、雑誌・WEB・SNS 等を活用した効果的なプロモーション手法を提案、実施すること。

ただし、具体的な発信媒体・掲載数等は、提案に基づき、より高い効果が見込まれる手法を県と協議の上決定するものとする。

5 実績報告書の提出

委託業務完了の日から起算し 10 日を経過した日又は令和 8 年 3 月 31 日（火）のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式は任意）を提出して検査を受けること。

6 留意事項

- （１）業務の履行にあたっては、業務内容を十分に理解し、県と連絡を密に取りながら誠実に履行すること。
- （２）PR ツール等には、「和歌山一番星アワード推奨マーク」を表示するよう努めること。
- （３）本業務の処理上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用しないこと。本業務終了後も同様とする。
- （４）個人情報の保護の重要性を認識し、委託業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行うこと。本業務終了後も同様とする。
- （５）本業務により得られる全ての成果物に係る著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）、所有権等その他の一切の権利は和歌山県に帰属するものとする。著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。）については、これを行使しないものとする。また、県から提供するデータ以外の著作権の使用は、受託者が著作権者の許諾を得ること。なお、これに係る費用は受託者の負担とする。
- （６）成果物は、県が自由に二次利用（再編集を含む印刷物の制作等）できるものとする。
- （７）受託者の記述が特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利が対象となっているものを使用した結果生じた責任については、受託者が負うものとする。
- （８）本業務の適正を期すために県が実施する検査及び報告徴収等に関してその指示に従うこと。本業務終了後も同様とする。
- （９）受託者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議の上、承認を得ること。
- （10）本仕様書記載内容に加え、企画提案した内容についても実施することとし、事業の実施に大きな影響を与える事態が発生した場合には、県と受託者で協議し、委託業務内容や委託料の調整を実施すること。協議の開始や、協議の内容は県の判断で実施すること。
- （11）受託者は、契約期間の満了又は契約の解除により契約が終了するときは、本業務につき適正な安全措置を講ずるとともに、県又は県の指名する者に対し、引継ぎに必要なデータを一般的なファイル形式により提供すること。なお、その調整等に係る一切の費用は、受託者が負担すること。
- （12）本業務の実施に関し疑義が生じた事項及びこの仕様書に定めのない事項については、県と受託者が協議して定めるものとする。